

地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 11 回 (資料)

2017. 7. 6 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

(討論資料)

NHK「クローズアップ現代」HP「平成の大合併 夢はいずこへ」(2014 年 4 月 30 日 (水)

放送) http://www.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail02_3492_all.html

を読んで、研究しておくこと。

(参考1) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会提言 (平成26年5月8日)

1.1 「消滅可能性都市」

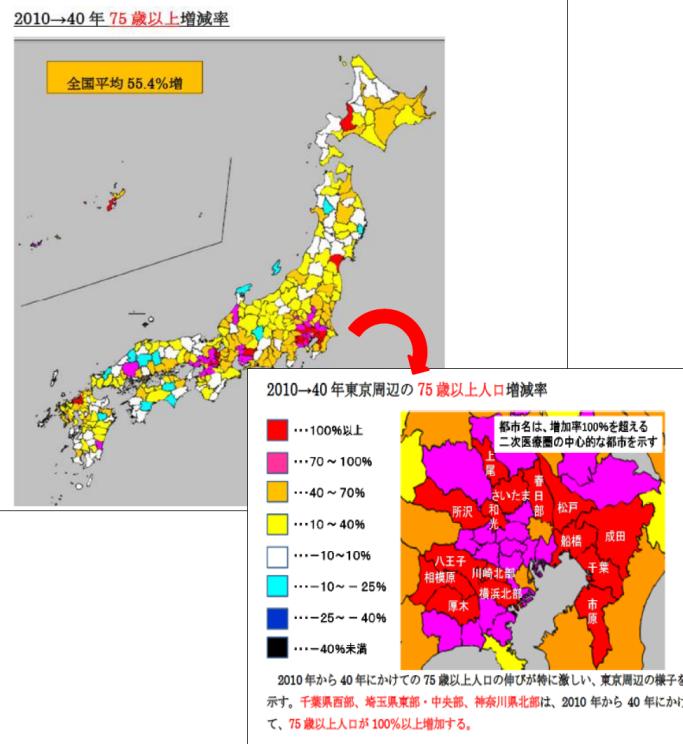
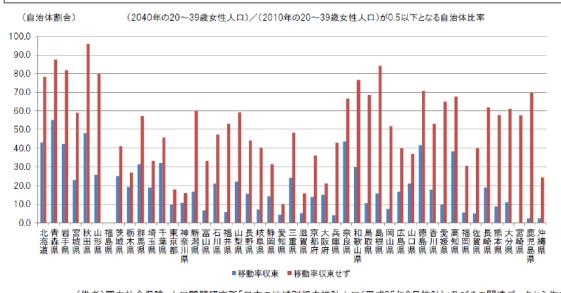
(参考) 人口減少の要因

3. 地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の「再生産力」を示す「若年女性(20～39歳)」が2040年までに50%以上減少する市町村が896(全体の49.8%)にのぼると推計される。これらの市町村は、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い。一方で、大都市、特に東京圏は東京近郊を中心に高齢化が一挙に進むことが予想されている。

○今後も人口移動が収束しないとすると、若年女性が50%以上減少する市町村は急増。
※国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計は、移動率が一定程度に収束することを前提としている。

20～39歳女性が半分以下になる自治体比率(2010～2040年)

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計を前提とした場合、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体比率は20.7%。
- さらに人口移動が収束しないとする仮定を置くと、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体比率は49.8%。



【出典：日本創成会議
「ストップ少子化・地方元気戦略」(平成26年5月8日)要約版】

1.2 「人口再生産力に着目した市区町村別将来推計人口」

○次に、今後も人口移動が収束しなかった場合として、社人研推計における 2010 年から 2015 の間の人口移動の状況が概ねそのままの水準(概ね毎年 6~8 万人程度が大都市圏に流入)で続くという想定で算出してみる(一般社団法人 北海道総合研究調査会が作成)。

○これによると、2010 年から 2040 年までの間に「20~39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少する 自治体数は、現在の推計に比べ大幅に増加し、896 自治体、全体の 49.8%にものぼる結果となった。これらを「消滅可能性都市」とした。

○都道府県別に見ると、こうした市町村が 8 割以上となるのが、青森県、岩手 県、秋田県、山形 県、島根県の 5 県にのぼる。同様に、5 割以上となると 24 道県にも達する。さらに、896 自治体のうち、2040 年時点で人口が 1 万人を切る市町村を見てみると、523 自治体、全体の 29.1% にのぼる。これらは、このままでは 消滅可能性が高いと言わざるをえない。

【出典:日本創成会議 HP「人口減少問題検討分科会 提言」「ストップ少子化・地方元気戦略」「人口再生産力に着目した市区町村別将来推計人口について」から抜粋】

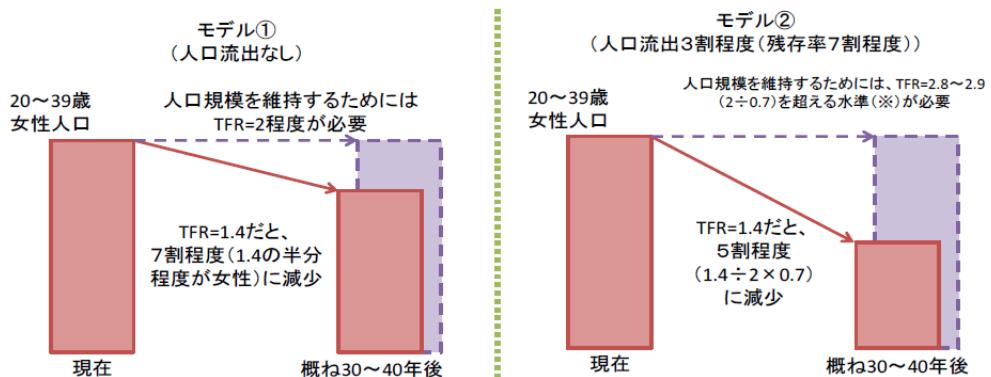
推計 モデルの基本的な考え方

(1) 「若年女性人口」は人口の再生産力を示す指標

「20~39 歳の女性人口」が重要な指標となるのは、平成 24 年の合計特殊出生率 1.41 のうち、95% は 20~39 歳の女性によるものだからである。20~39 歳という「若年女性人口」が減少し続ける限りは、人口の「再生産力」は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかかる関係にある。

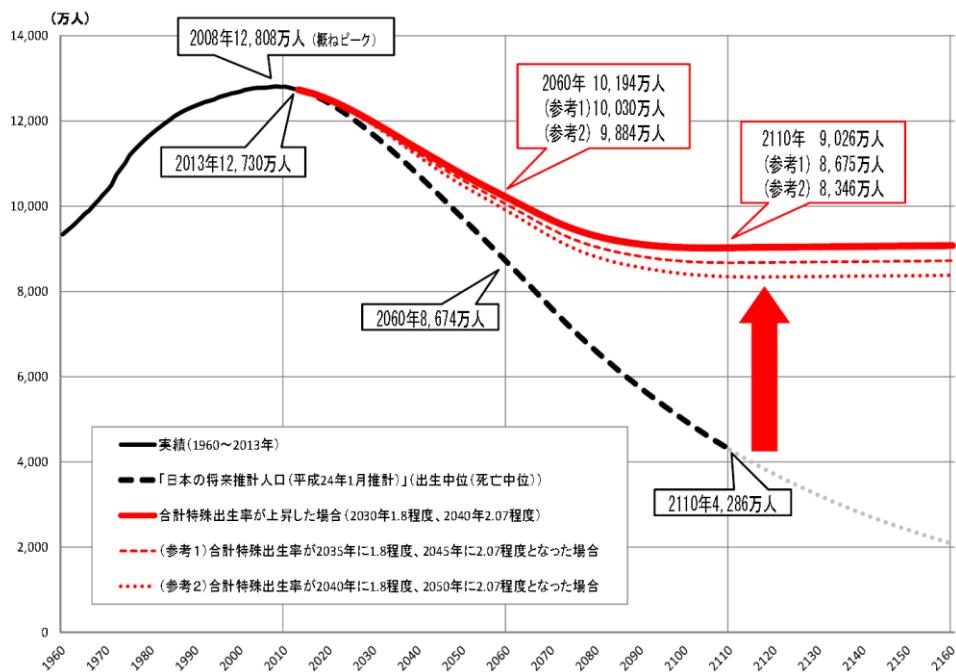
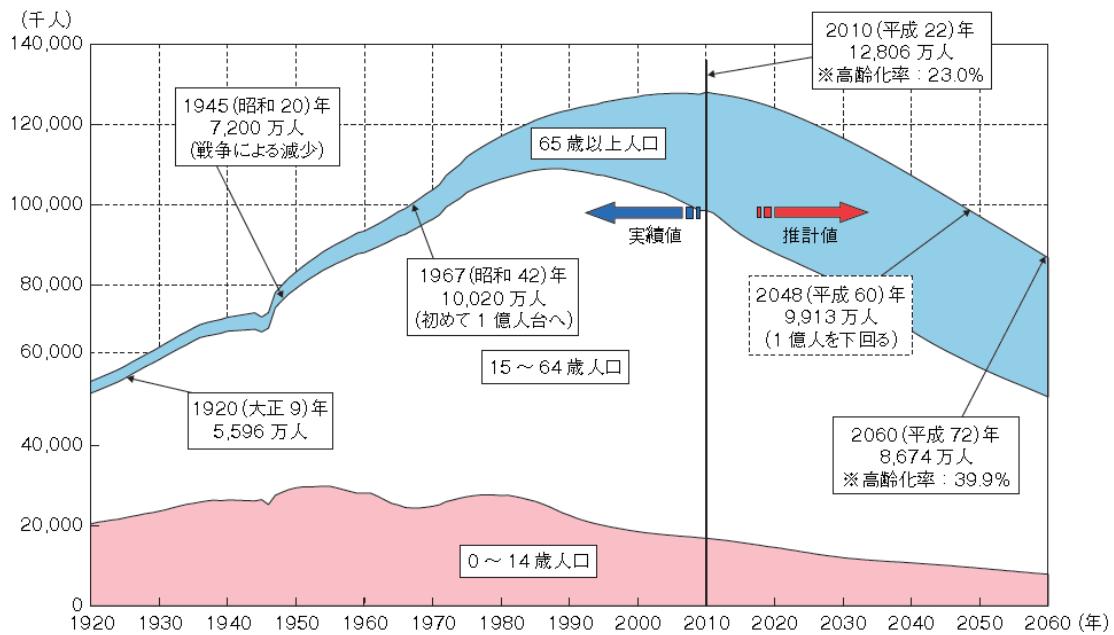
【出典:同上】

20 ~39 歳の女性人口減少モデル

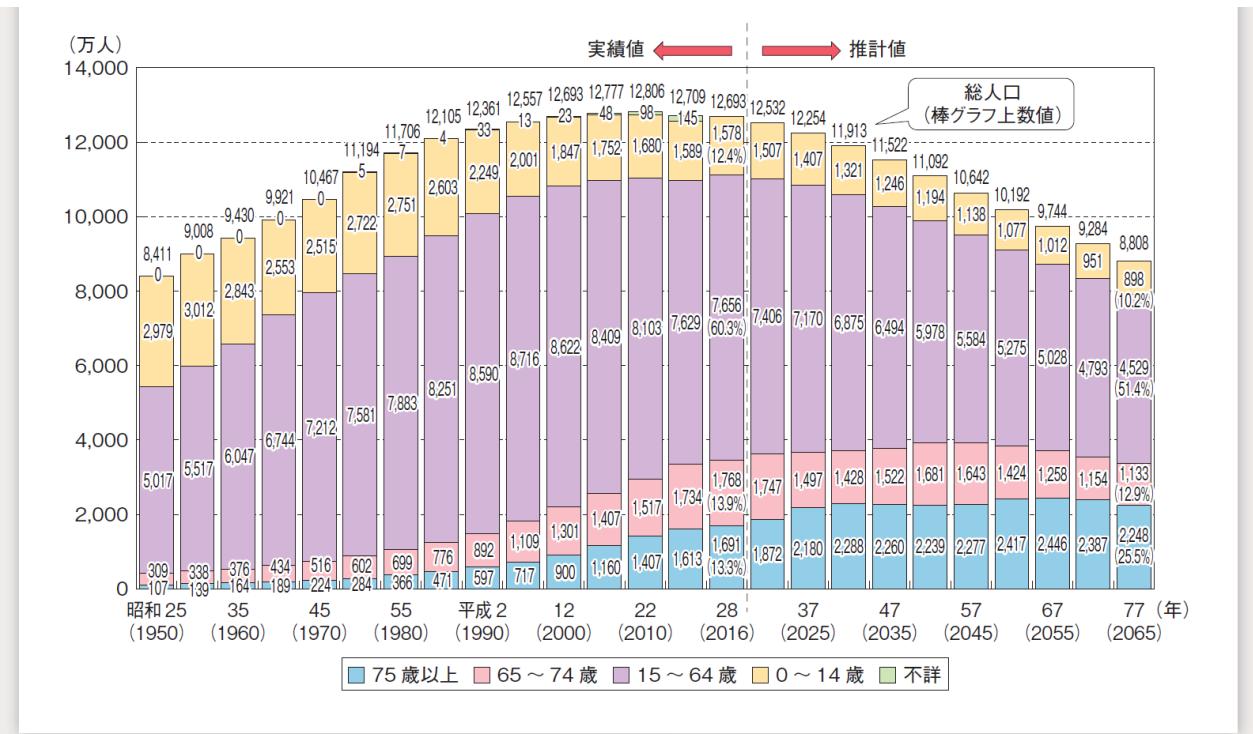


【出典:同上】

(参考2) 我が国の人団構造の推移と見通し



(参考3) 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」（平成28年10月1日現在確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

注：2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。

【出典: 内閣府 HP「内閣府の政策>子ども・子育て本部>少子化対策>白書」平成 29 年版 少子化社会対策白書 全体版(PDF 版)】

(参考4) まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）の全体像



【出典:まち・ひと・しごと創生本部 HP「『まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版』の閣議決定について」「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」の全体像】(平成 28 年 12 月 27 日、閣議決定)より抜粋】

(参考5) まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2016年改定版）」の全体像



【出典：まち・ひと・しごと創生本部HP「『まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版』の閣議決定について」「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016 改訂版」の全体像】(平成 28 年 12 月 27 日、閣議決定)より抜粋】

(参考6) (全国) 小さくても輝く自治体フォーラム 活動のあゆみ

開催日	講演等
呼びかけ人記者会見 (東京都内)	平成 14(2002) 年 11月 27 日 逢坂誠二(ニセコ町長)、根本良一(矢祭町長)、 黒澤丈夫(上野村長)、高橋彦芳(栄村長)、石川 隆文(大木町長)
第1回フォーラム (長野県栄村)	平成 15(2003) 年 2月 22・23 日 講演「日本の改革をリードする長野県モデル」 田中康夫(長野県知事)、報告「もう一つの基 礎自治体改革構想」加茂利男(大阪市立大学教 授) 参加者 620 人
第2回フォーラム (長野県阿智村)	平成 15(2003) 年 9月 27・28 日 シンポ「『三位一体の改革』と小規模町村」平 岡和久(高知大学助教授)・森裕之(立命館大学 助教授)577 人
第3回フォーラム (長野県原村)	平成 16(2004) 年 4月 24・25 日 講演「『信州自治共和国』宣言一多様な自治が 輝く『信州』をめざして」田中康夫 520 人
第4回フォーラム (群馬県上野村)	平成 16(2004) 年 11月 20・21 日 記念講演「急変する統治機構再編のゆくえとゆ たかな小規模自治体の創造」木佐茂男(九州大 学教授)466 人
自立(律)プラン実務者 交流会(長野県原村)	平成 17(2005) 年 2月 12・13 日 講演「三位一体の改革とこれからの課題」平岡 和久・問題提起「自律計画とは何か」初村尤而 (大阪自治体問題研究所研究員)40 人
第5回フォーラム (新潟県関川村)	平成 17(2005) 年 6月 4・5 日 特別講演「地域経済を豊かにするために何がで きるのか」岡田知弘(京都大学教授)330 人
第6回フォーラム (福島県矢祭町)	平成 18(2006) 年 1月 14・15 日 講演「合併新法下の市町村合併推進策と矛盾の 広がり」岡田知弘 1278 人
第7回フォーラム (岐阜県白川村)	平成 18(2006) 年 6月 24・25 日 講演「地方交付税改革と小規模自治体への影 響」平岡和久・森裕之 500 人
第8回フォーラム (宮崎県綾町)	平成 19(2007) 年 2月 3・4 日 講演「小規模自治体にとって『夕張問題』とは 何か」保母武彦(島根大学名誉教授)462 人
第9回フォーラム (香川県三木町)	平成 19(2007) 年 6月 23・24 日 講演「道州制のゆくえと小規模町村をとりまく 情勢」村上博(香川大学教授)287 人
第10回フォーラム (東京・全国町村会館)	平成 19(2007) 年 11月 24・25 日 講演「農山村の現状と自治体のゆくえ」小田切 徳美(明治大学教授)、講演「農山漁村の可能 性」内山節(哲学者)300 人
第11回フォーラム (長野県下條村)	平成 20(2008) 年 6月 21・22 日 講演「第 29 次地方制度調査会の議論状況と基 礎自治体の役割」武田公子(金沢大学教授)279 人
第12回フォーラム (埼玉県小鹿野町)	平成 21(2009) 年 2月 7・8 日 講演「『平成の合併』と基礎自治体のあり方」 大 森彌(東京大学名誉教授)、講演「地方制度改革 のいまと小規模自治体の課題」名和田是彦(法 政大学教授)350 人
第13回フォーラム (三重県朝日町)	平成 21(2009) 年 6月 27・28 日 講演「これから的地方制度を考える」加茂利男 (立命館大学教授)200 人

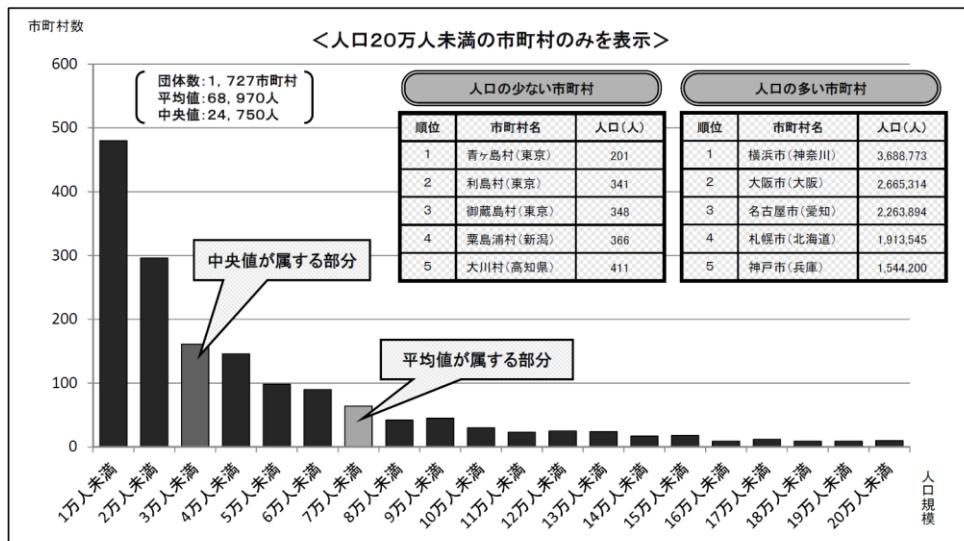
第 14 回フォーラム (福島県大玉村)	平成 21(2009) 年 11 月 22・23 日	シンポジウム「町村長が考えるこれからの地域づくり」須藤一夫(浅川町長)・古川道郎(川俣町長)・佐藤正博(西郷村長)・菅野典雄(飯舘村長)・松野光伸(福島大学教授)、講演「『地方分権改革』の行方と地方自治・小規模自治体の未来」岡田知弘 168 人
「全国小さくとも輝く自治体フォーラムの会」設立総会(全国町村会館)	平成 22(2010) 年 5 月 29 日	講演「新政権と農山村再生」小田切徳美(明治大学教授)100 人
第 15 回フォーラム (千葉県酒々井町)	平成 22(2010) 年 9 月 25・26 日	記講演「小規模自治体と地域振興、再生の課題」岡崎昌之(法政大学教授)196 人
農村と都市との交流研究会(群馬県川場村)	平成 23(2011) 年 2 月 22・23 日	助言山本信次(岩手大学准教授)30 人
緊急フォーラム「大災害に小規模自治体はどう立ち向かうか」 (長野県阿智村)	平成 23(2011) 年 5 月 14・15 日	被災地からの報告:菅野典雄(飯舘村村長)・浅和定次(大玉村長)、講演「東日本大震災と集落自治の可能性」棄田但馬(岩手県立大学准教授)50 人
第 16 回フォーラム (岡山県奈義町)	平成 23(2011) 年 11 月 5・6 日	講演「食からの地域再生ー「田舎力」「地元力」を高める食文化」金丸弘美(食環境ジャーナリスト)160 人
第 17 回フォーラム (北海道東川町)	平成 24(2012) 年 5 月 26・27 日	講演「内から輝く自治体をつくる」福原義春(資生堂名譽会長)370 人
「自然エネルギーを活用したまちづくり」研究会(高知県梼原町)	平成 24(2012) 年 10 月 15・16 日	梼原町役場概要説明・施設見学、講演「地域・まちづくりと産業連関分析」入谷貴夫(宮崎大学教授)40 人
福島緊急集会 (福島県いわき市)	平成 25(2013) 年 1 月 30・31 日	原発被災地・富岡町現地調査、講演:遠藤勝也富岡町長・馬場有浪江町長 50 人
第 18 回フォーラム (滋賀県日野町)	平成 25(2013) 年 6 月 29・30 日	講演「環境・文化と安心・安全な地域づくり」宮本憲一(元滋賀大学学長)300 人
第 19 回フォーラム (大分県九重町)	平成 26(2014) 年 5 月 24・25 日	講演「町や村を元気にする地元学のすすめ」吉本哲朗(地元学ネットワーク主宰)
第 20 回フォーラム (長野県栄村)	平成 27(2015) 年 7 月 3・4 日	講演「合併・人口減少・町村自治」大森彌(東京大学名譽教授)
第 21 回フォーラム (高知県馬路村)	平成 28(2016) 年 7 月 22・23 日	講演「地方創生にどう向き合うか」坂本誠(NPO法人ローカル・グランドデザイン理事)
第 22 回フォーラム (鳥取県岩美町)	平成 29(2017) 年 7 月 7 日・8 日	講演「人口減少と田園回帰 1 % 戦略」藤山浩(一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長)

【出典:全国小さくとも輝く自治体フォーラムの会 自治体問題研究所=編「小さい自治体 輝く自治」(2014 年、自治体研究社) 資料に加筆】

1 市町村の人口規模

1.1 人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。

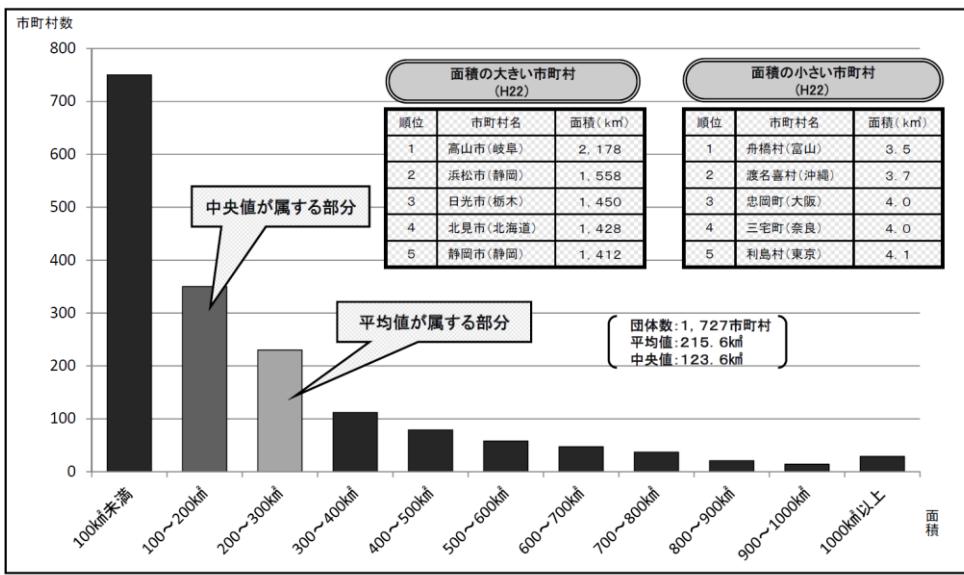


※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

1.2 面積による分布状況

- 2,000km²を超える市町村がある一方で、100km²未満の市町村が4割超を占める。

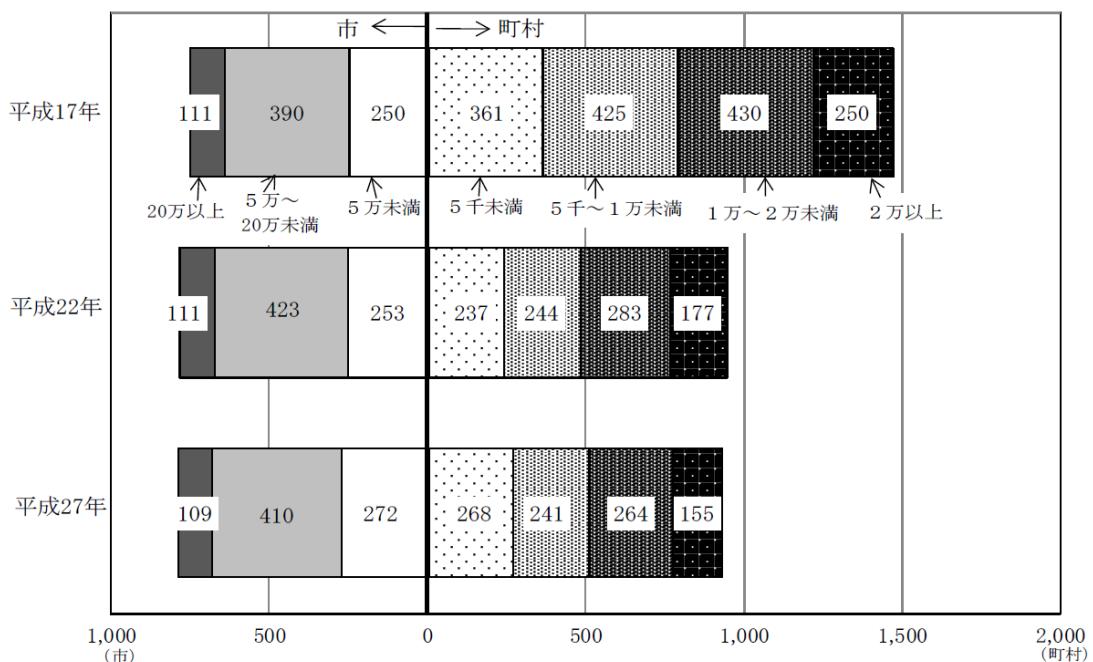


※ 面積は、「全国都道府県市区町別面積調」(国土地理院、平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

【出典: 総務省HP「組織案内 > 審議会・委員会・会議等 > 地方制度調査会 > 第30次地方制度調査会第31回専門小委員会(平成25年4月5日)」「【参考資料1】市町村の現況について】

1.3 人口階級別の市町村数及び人口

1.3.1 人口階級別市町村数（平成 17 年～27 年）



注) 東京都特別区部は 1 市として計算

1.3.2 人口階級別の市町村数及び人口（平成 17 年～27 年）

人口階級	市町村数			人口(千人)			人口の割合(%)		
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
総 数	2,217	1,728	1,719	127,768	128,057	127,110	100.0	100.0	100.0
市	751	787	791	110,264	116,157	116,149	86.3	90.7	91.4
100万以上	12	12	12	27,878	28,827	29,507	21.8	22.5	23.2
50万～100万未満	14	17	17	9,775	11,641	11,720	7.7	9.1	9.2
30万～50万	45	43	43	17,299	16,691	16,724	13.5	13.0	13.2
20万～30万	40	39	37	9,758	9,775	9,321	7.6	7.6	7.3
10万～20万	141	157	152	19,384	21,845	21,472	15.2	17.1	16.9
5万～10万	249	266	258	17,378	18,567	18,137	13.6	14.5	14.3
3万～5万	182	178	181	7,207	7,006	7,144	5.6	5.5	5.6
3万未満	68	75	91	1,585	1,804	2,125	1.2	1.4	1.7
町 村	1,466	941	928	17,504	11,901	10,961	13.7	9.3	8.6
3万以上	90	72	65	3,387	2,749	2,441	2.7	2.1	1.9
2万～3万未満	160	105	90	3,845	2,537	2,181	3.0	2.0	1.7
1万～2万	430	283	264	6,088	4,151	3,841	4.8	3.2	3.0
5千～1万	425	244	241	3,089	1,792	1,768	2.4	1.4	1.4
5千未満	361	237	268	1,095	672	730	0.9	0.5	0.6

注) 東京都特別区部は 1 市として計算

【以上、出典：総務省統計局 HP「統計データ > 平成 27 年国勢調査 > 平成 27 年国勢調査 調査の結果」「人口速報集計（要計表による人口集計）結果」「概要」（平成 28 年 2 月 26 日）】

1.4 欧米各国の自治体数と人口・面積

国名	人口 人	面積km ²	自治体数	自治体当りの人口人	自治体当の面積km ²
オーストリア	8,451,860	83,870	2,357	3,586	35.6
ベルギー	11,161,642	30,158	589	18,950	51.2
デンマーク	5,602,628	43,094	98	57,170	439.7
フィンランド	5,426,674	338,000	336	16,151	1,006.0
フランス	65,578,819	547,026	36,699	1,787	14.9
ドイツ	80,523,746	356,854	12,900	6,242	27.7
ギリシャ	11,062,508	131,957	325	34,038	406.0
イタリア	59,685,227	301,263	8,091	7,377	37.2
アイルランド	4,591,087	70,282	80	57,389	878.5
ルクセンブルグ	537,039	2,586	106	5,066	24.4
オランダ	16,779,575	41,864	415	40,433	100.9
ポルトガル	10,487,289	92,391	308	34,050	300.0
スペイン	46,727,890	504,782	8,116	5,758	62.2
スエーデン	9,555,893	449,964	290	32,951	1,551.6
英国	63,896,071	244,820	432	147,908	566.7
米国	317,505,000	9,628,000	38,917	8,159	247.4
日本	128,057,352	377,960	1,741	73,554	217.1

注 1) 自治体数は、EU・「Committee of the Regions」HP、パンフレット（2013年10月）「Structure of local and regional government in the EU Member States」。ただし、アメリカは、U.S. Census Bureau「Federal, State, and Local Governments 2012Census of Governments」、郡を含み、学校区と特別区を除く（2012年）。ドイツ、イギリスも、郡を含み、日本は、東京都の23区を含む（2014年6月、総務省HP等）。

注 2) 人口は、EU・HP「EUROPA Publications」「Statistics and opinion polls」「Total population」「Population on 1 January 2013」。ただし、アメリカは、WHO 世界保健統計 2014年版、日本は国調（平成22年10月1日）。

注 3) 面積は、「EU MAG」（駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン）「加盟国情報」による。ただし、オランダとアメリカの面積は、外務省HP「各国・地域情勢」、日本は総務省HP「統計データ > 日本の統計 > 本書の内容 > 第1章 国土・気象」（平成24年10月1日）による。

1.5 「北欧モデル」と「南欧モデル」

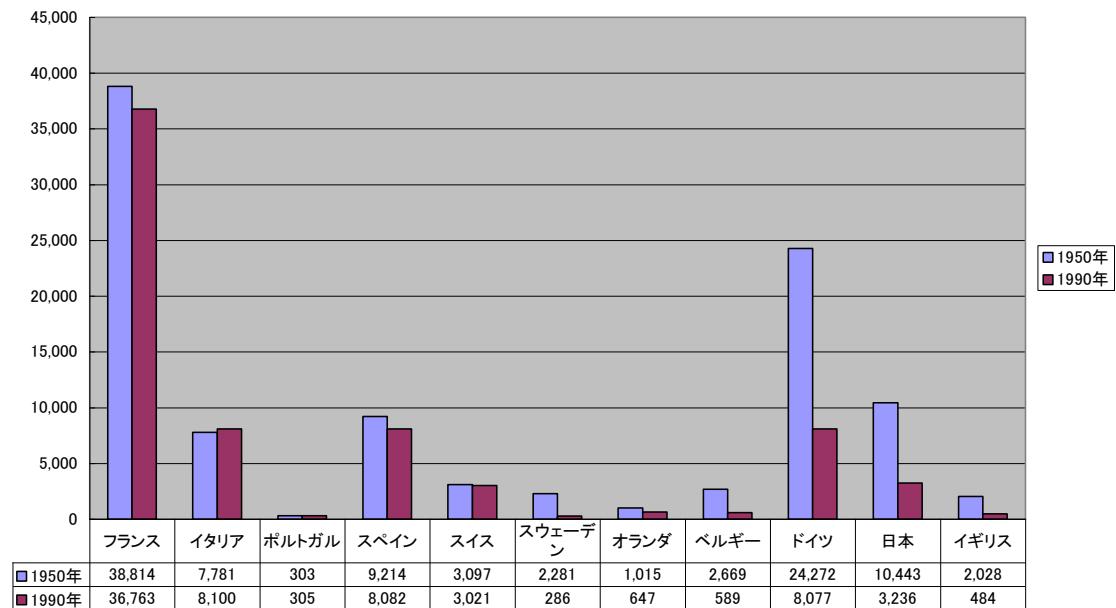
「北欧モデル」 = イギリス、スウェーデン、デンマーク、ドイツではノルドライン・ヴェストファーレン州、ヘッセン州等。自治体の「規模の拡大」を追及。市町村の合併は、州法によって強制的に行われる。

「南欧モデル」 = フィンランド、アイルランド、その他中欧、東欧および南欧において広く見られる類型。ドイツではラインラント・プファルツ州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州。従来からの市町村はできるだけそのまま維持され、これを補完するものとして自治体間の協力体制。自治体合併は、当該自治体の同意を得た場合にのみ行われる。

【出典：Norton (1994), P. 38 および Kuhlmann (2010), PP. 67-68。片木『日独比較研究 市町村合併 平成の大合併はなぜ進展したか?』（2012年6月、早稲田大学学術叢書）】

1.6 ヨーロッパ各国の市町村合併 (1950年→1990年)

各国の市町村数の推移

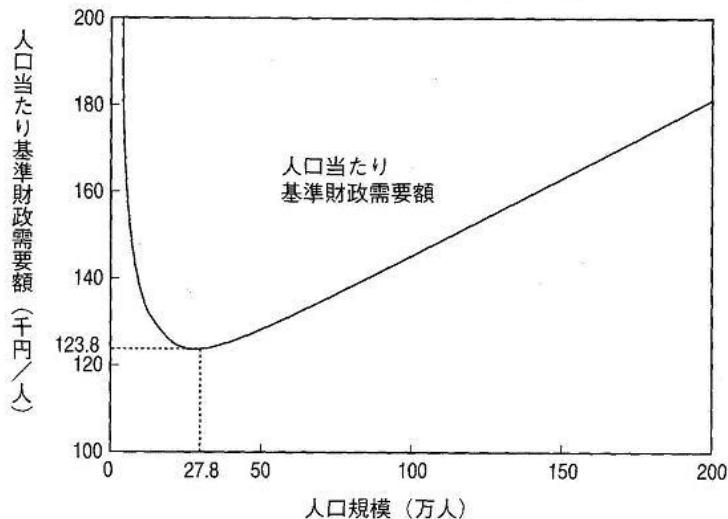


(柏原誠「自治体合併の国際比較」『都市政策きしわだ』Vol.8、岸和田都市政策研究所の数値を使用して作成。)

2 市町村の最適規模

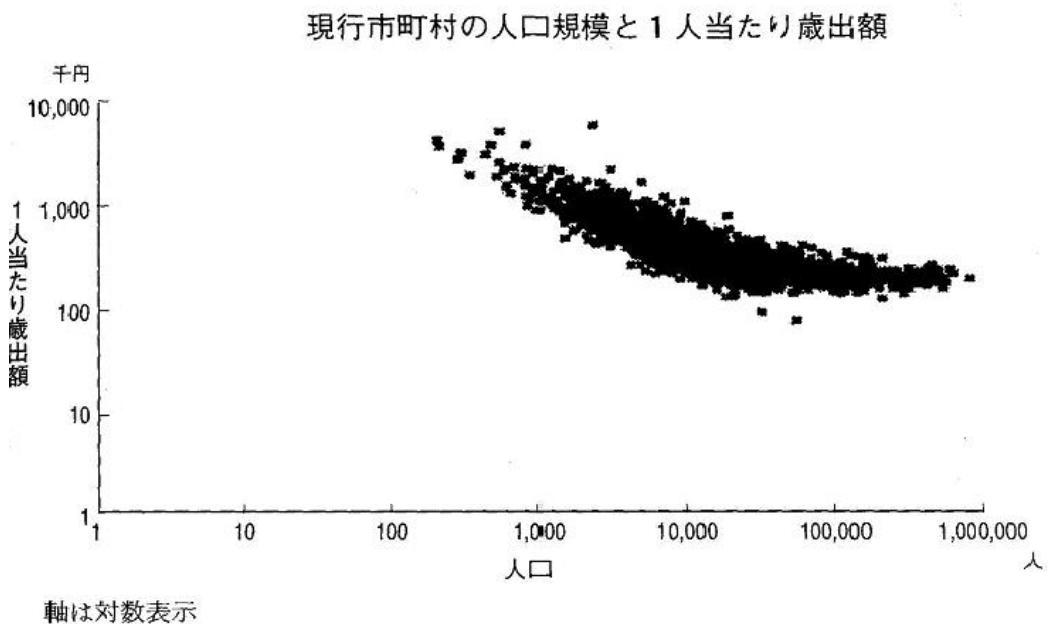
2.1U字型説

都市の人口規模と人口当たりの基準財政需要額
(都市階層別) — 全国の市 (東京23区を除く)



(吉村弘, 1999年,
『最適都市規模と市
町村』(東洋経済新報
社)

2.2 L字型説



(斎藤精一郎ほか, 1996年, 『日本再編計画』(PHP研究所))

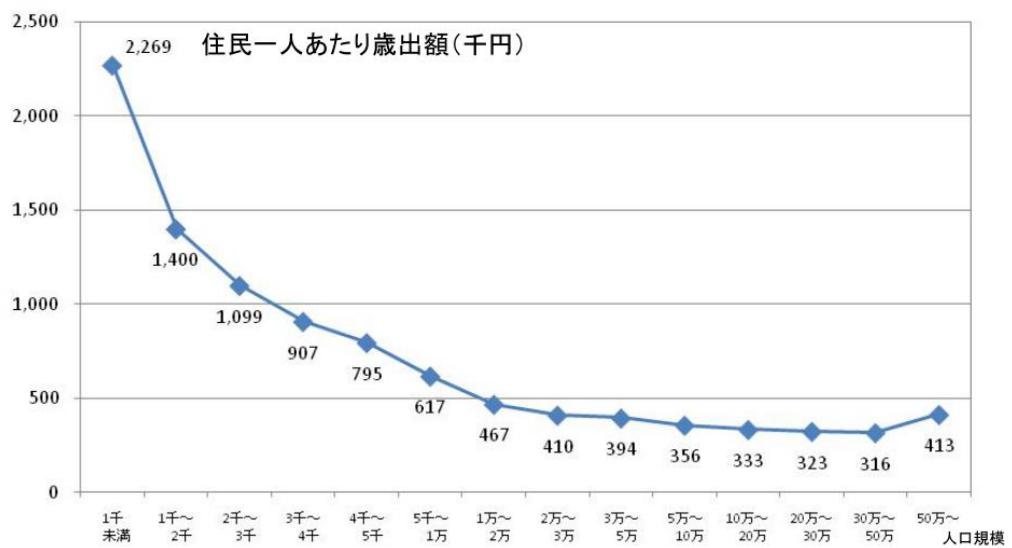
2.3 最適規模否定論

「 自治体としての適正規模は、自治体がどのような地理的状況に位置しているのか、どのような仕事をするのか、どのような人々が住んでいるのか、どのようなサービス供給方法をとっているのかにより異なる。上述の基本的地域単位をどのくらいカバーするか、あるいは逆に、どのくらいの全体規模があれば、基本的地域単位におけるサービス供給を保障できるかをベースに考えることで、それぞれ適正な規模が決まってくるのである。全国一律に適用できる基礎自治体の適正規模などない。基礎自治体に適正規模があるとすれば、それぞれの地理的属性や経済社会状況により大別された地域における適正規模であろう。さらに、公共サービス供給を自治体自身で行うことを前提とするか、サービス供給において当該自治体以外のアクターの参加を前提とするかをはっきりさせておく必要があろう。それにより適正規模は異なってくるからである。 」

(岩崎美紀子, 2000年, 『市町村の規模と能力』(ぎょうせい))

2.4 市町村規模別の財政状況

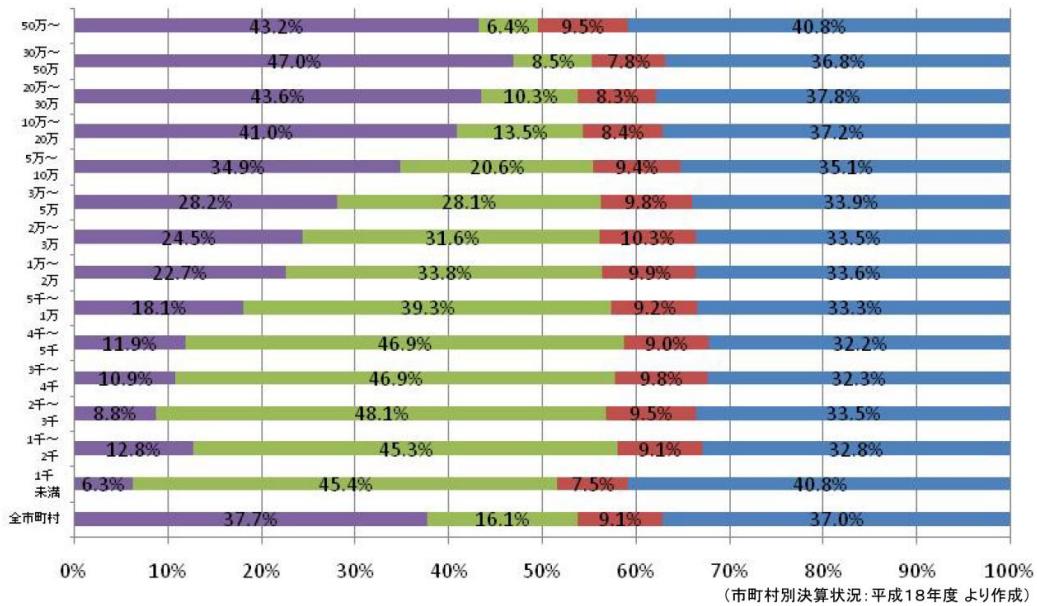
人口規模が3万～5万人規模で約40万円であるのに対して、4千～5千人はその約2倍、1千～2千人では3.5倍となる。



(市町村別決算状況:平成18年度より作成)

【出典:平成21年3月11日 第29次地方制度調査会第23回専門小委員会資料4「小規模市町村の状況—団体数、人口、年齢構成、財政状況など—」による。】

2.5 市町村規模別、歳入に占める地方税、地方交付税、地方債の割合



(市町村別決算状況:平成18年度より作成)

- 地方税
- 地方交付税
- 地方債
- その他

【出典:同上】

3 第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」 (平成15年11月13日、抜粋)

「第1 基礎自治体のあり方 1 地方分権時代の基礎自治体の構築

(1) 地方分権時代の基礎自治体

機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出した。

今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。

このためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まえると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進めるべきである。都道府県も、条例による事務処理の特例の活用等により、規模・能力に応じて事務や権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべきであり、少なくとも、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分権の担い手として十分な経営基盤を有する基礎自治体の住民となり、住民の自己実現を可能とするような豊かな地域社会を形成していくことができるようになることが望ましい。

(2) 住民自治の充実

地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。

基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。」

「3 合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(1) 平成17年4月以降の合併推進の手法

② 新法においては、自主的な合併を推進するため、必要に応じて都道府県が市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえて市町村合併に関する構想を策定することすべきである。

上記の構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかつたが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象とすべきである。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべきである。

なお、都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目標とすることとするが、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することが必要である。

- ③ 都道府県知事は構想に基づき、合併協議会の設置や合併に関する勧告、合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等により自主的な合併を進めることとすべきである。

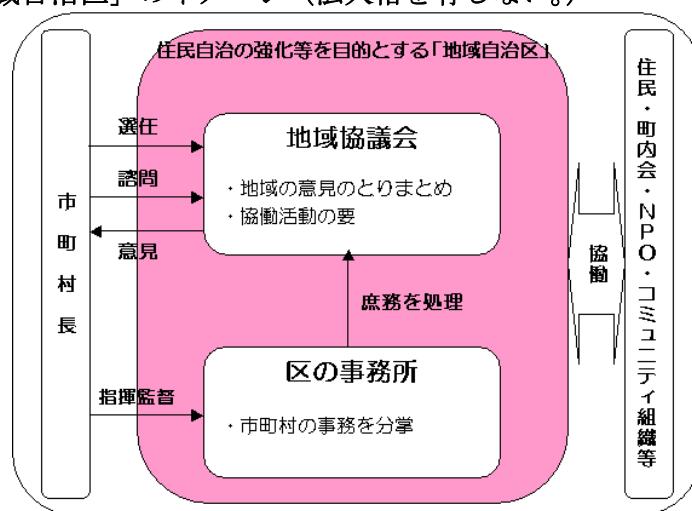
なお、現行の合併特例法においても、合併の是非を含め合併に関するさまざまな協議を行う場である合併協議会の設置について、一定の場合に市町村長の請求や有権者の6分の1以上の署名による請求によって住民投票を行うこととされている。このような場合と同様、都道府県知事が合併協議会の設置を勧告したとき、一定の場合には市町村長が合併協議会の設置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を設けることを検討する必要がある。

」

4 地域自治区と合併特例区

4.1 地域自治区・合併特例区制度のイメージ

- 「地域自治区」のイメージ（法人格を有しない。）



- 合併時の特例

- 1 旧市町村単位で設けられる「地域自治区」（法人格を有しない。）
 - ・特別職の区長を置くことができる。
 - ・住所の表示にはその名称を冠する。（「○○区」のほか、「○○町」、「○○村」と称することも可能である。）
- 2 「合併特例区」（法人格を有する。）
 - ・旧市町村単位で、一定期間（5年以下）設置できる。
 - ・特別職の区長が置かれる。
 - ・住所の表示にはその名称を冠する。（「○○区」のほか、「○○町」、「○○村」と称することも可能である。）

（市町村の合併の特例に関する法律及び市町村の合併の特例等に関する法律に規定）

（総務省 HP 資料による。）

4.2 地域審議会・地域自治区・合併特例区の設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



(参考) 市町村合併件数 649 件 (平成 11 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

【出典：総務省 HP「広域行政・市町村合併」「市町村合併資料集」「地域自治組織（地域自治区・合併特例区）」「全国の設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）」。H.29.6.30】